

1. 議事日程

〔令和2年第4回安芸高田市議会12月定例会第13日目〕

令和2年12月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第66号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第68号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第4 議案第70号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第71号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第72号 安芸高田市工場立地法地域準則条例
日程第7 議案第73号 安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8 議員派遣の件について
日程第9 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

市長 石丸伸二 副市長 米村公男

教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	西 岡 保 典
企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	市 民 部 長	宮 本 智 雄
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司	産 業 振 興 部 長	重 永 充 浩
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	行 森 俊 莊	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	平 野 良 生
教 育 次 長	福 井 正	消 防 長	土 井 実 貴 男
総 務 課 長	内 藤 道 也	政 策 企 画 課 長	河 本 圭 司

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	森 岡 雅 昭	事 務 局 次 長	佐々木 浩 人
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	主 任 主 事	岡 憲 一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において13番秋田雅朝君、及び14番 金行哲昭君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第66号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 宍戸議長 日程第2、議案第66号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
本案は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。  
総務文教常任委員長 山根温子さん。
- 山根総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。  
令和2年12月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を次のとおり報告いたします。  
付託のあった1議案につきまして、12月17日に総務文教常任委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。  
議案第66号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例に、高宮町佐々部志部府地域の面山集会所を追加するとともに、高宮町川根地域の基幹集会所である隣接した高宮川根生活改善センターと川根地域振興センターを施設統合し、名称及び管理の一元化を図るため、改正を行うものであります。  
審査の過程において、委員より、「志部府地域は人口がかなり減少しており、今後地域で集会所の管理ができなくなった場合、市としてどの

ような対応を考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「この地域は高齢化が進んでいる状況にあり、今後、集会所が必要なくなれば、市に返還され、解体することになる。」との答弁がありました。

また、委員より、「この件については地元と協議をして承諾をいただいているのか。」との質疑があり、執行部より、「面山森林公園は山林部分も指定管理の一部となっており、今回の条例改正でその土地を返還することになるので、地域の振興会とは十分協議している。」との答弁がありました。

以上の1議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第66号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第68号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第4 議案第70号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第71号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第72号 安芸高田市工場立地法地域準則条例

日程第7 議案第73号 安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第3、議案第68号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件から、日程第7、議案第73号「安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの5件を一括して議題といたします。

本案は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

○大下産業厚生常任委員長

産業厚生常任委員長 大下正幸君。

おはようございます。

令和2年12月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を報告いたします。

付託のあった5議案につきましては、12月18日に、産業厚生常任委員会を開き、審査を行いました。

議案第68号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、令和3年3月31日をもって安芸高田市葬斎場「あじさい聖苑」の指定管理期間が終了することから、令和3年4月1日から5年間の指定管理者候補者を公募し、指定管理者候補者選定委員会において候補者を決定し、その候補者について議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員から候補者が選定される審査基準についての質疑が多数あり、その中でも指定管理料に関する質疑が集中いたしました。執行部からは、「候補者の選定は、提出された事業計画の内容、及び面接により、審査基準を基に審査をした結果、株式会社五輪となった。選定の大きな理由は、施設管理に関する事項及び地域貢献に係る提案等が優れていたことである。今回は候補者の選定であり、契約は別途行うので、指定管理料の具体的な契約金額は個別に協議していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第70号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、保育無償化の対象年齢等について、国の基準が改正されたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、1クラスあたりの受入児童数を増やすための条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「現在、児童数の基準を満たしていない児童クラブはあるのか。」との質疑があり、執行部より、「夏休み等のピーク時に満たさない可能性があるところはある。そのような時は、学校の空き教室を利用させてもらう等して分散させるように対応している。」との答弁がありました。

次に、議案第72号「安芸高田市工場立地法地域準則条例」は、工場立地法における緑地面積率等について、地域の現状等を踏まえた設定に緩和することにより、進出企業の有効な土地活用、及び既存企業の新たな設備投資を支援する環境を整え、地域経済の発展に資するため、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき条例を制定するものであります。

次に、議案第73号「安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、面山森林公園の閉鎖に伴う施設の廃止のため、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「周辺の管理体制はどのように協議

されているのか。」との質疑があり、執行部より、「周辺の森林部分は所有者と賃貸契約をしていたが、今後は所有者に返すこととし、今後の森林整備は、広島森づくり条例等に基づく里山森林整備で守っていただきたい、と事業案内をしている。」との答弁がありました。

以上の議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件から、議案第73号「安芸高田市高宮農山村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案5件に対する委員長報告は、原案可決であります。本案5件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8 議員派遣の件について

○宍戸議長 日程第8、「議員派遣の件について」を議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 閉会中の継続調査の件について

○宍戸議長 日程第9「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認すること

に決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。



午前10時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員